

百舌鳥・古市古墳群 来訪者受入方策にかかる調査分析事業  
質問への回答

令和2年10月26日

	質問	回答
1	百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議の主な活動内容を教えてください。	保存活用会議は、古墳を適切に保存するための維持管理や、古墳を活かした地域の街づくり、観光資源としての活用を行っている団体です。 詳細な活動内容についてはHPに掲載しています。 <a href="http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/preservation.html">http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/preservation.html</a> <a href="http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/preservation_first.html">http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/preservation_first.html</a>
2	登記簿謄本について、現在事項全部証明書または、履行事項全部証明書のどちらを提出するのか。	どちらの証明書をご提出いただいてもかまいません。
3	納税証明書等は原本を提出するのか。写しでも可なのか。	原本でのご提出をお願いします。
4	共同企業体の場合に必要な委任状や、使用印鑑届は単独で入札する場合提出が必要か。	単独入札の場合は不要です。
5	堺市、羽曳野市、藤井寺市の令和元年度の観光入込客数はどれくらいか。	堺市、羽曳野市、藤井寺市の令和元年度の観光入込客数のデータは保有しておりません。 大阪府で昨年実施しました「大阪府観光政策立案に係る調査・研究事業」の携帯電話基地局調査資料内に、平成31年度の市町村別入込数の推計がございます。参考として、以下のページをご覧ください。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/kanko_chousa-kenkyu/">http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/kanko_chousa-kenkyu/</a>

<p>6</p>	<p>保存活用会議において認識している問題点や留意点は、保存活用会議のどの資料に記載されているのか。また、保存活用会議で取組んでいる来訪者受入施策は、どの資料に記載されているのか。</p>	<p>問題点や留意点につきましては、事業委託仕様書に記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>保存活用会議で実施しております施策については、以下のHPよりご確認ください。</p> <p>百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議  <a href="http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/preservation.html">http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/preservation.html</a></p> <p>百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議  <a href="http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/headquarters.html">http://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/headquarters.html</a></p>
<p>7</p>	<p>「百舌鳥・古市古墳群」への来訪予定者等に対する意向調査の留意点の中に「アンケート調査をする際においては、画像、動画等を利用するなど、参考となる現地情報を提示しながら来訪意欲の高まる情報についても調査を行うこと」とあるが、「画像、動画」については提供してもらえるのか。</p>	<p>保存活用会議で保有している「画像・動画」の提供は可能です。使用にあたっては、必要な手続きを踏んだうえで利用していただくことになります。</p>
<p>8</p>	<p>「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」が作成した動画は使用しても問題ないか。</p>	<p>「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」で作成した動画も提供は可能です。使用にあたっては、必要な手続きを踏んだうえで利用していただくことになります。</p>
<p>9</p>	<p>「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」が作成した動画を使用しても良い場合、調査に適した内容、長さに編集などの加工をすることは著作権なども含め問題ないか。</p>	<p>編集して使用することは可能ですが、編集方法等につきましては個別にご相談ください。</p>